

浴槽水検査

茨城県では、入浴施設の衛生措置基準として、旅館業及び公衆浴場施行条例が施行されています。当センターでは、条例などで定められた水質基準に該当する水質検査を行っています。

循環式浴槽^{注1} 公衆浴場^{注2}

項目	基準値	条例等	検査回数
濁度	5度以下	茨城県公衆浴場法施行条例	年1回以上
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下		
大腸菌群	1個/mL以下	公衆浴場における衛生等管理要領	年2回以上 (塩素消毒以外の方法で消毒する場合は4回以上)
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100mL未満)		

旅館^{注3}

項目	基準値	条例等	検査回数
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100mL未満)	茨城県旅館業法施行条例	年1回以上

循環式浴槽以外^{注1} 公衆浴場^{注2}・旅館^{注3}

項目	基準値	条例等	検査回数
濁度	5度以下	公衆浴場における衛生管理要領	年1回以上
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下		
大腸菌群	1個/mL以下		
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100mL未満)	旅館業における衛生等管理要領	

原水等

原湯・原水・上り用湯・上り用水^{注4}

項目	基準値	条例等	検査回数
色度	5度以下	公衆浴場における衛生管理要領	年1回以上
濁度	2度以下		
水素イオン濃度	PH5.8～8.6		
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L以下		
大腸菌群	陰性(50mL中)		
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100mL未満)	旅館業における衛生等管理要領	

クーリングタワー(平成15年7月25日 厚生労働省告示第264号)

検査の義務なし。汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃・換水等を実施すること。1年に1回以上の清掃・完全換水すること。

給水設備

検査の義務なし。貯湯槽の滞留水を定期的に排水。1年に1回以上、清掃の実施。

注1 循環式ろ過器によって浴槽水を浄化することができる機能を有する浴槽を循環式浴槽という。循環式浴槽は湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、湯水を再利用するため一時的に貯留する槽(タンク)及びそれらの設備をつなぐ配管を伴い、複雑な循環系を構成することが多くなっている。これら設備の衛生管理、構造設備上の措置を十分行う必要がある。

注2 公衆浴場とは、温湯・潮湯・温泉等を使用して同時に多数人を入浴させる浴場をいう。

注3 旅館にある浴槽施設をいう。ただし、客室に設置された入浴施設で利用者が浴槽の湯水を取り替えることのできるものについては、適用しない。

注4 原湯：浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

原水：原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調節する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

上り用湯：洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

上り用水：洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。